

ACUITY **LAW**

**CORPORATE  
LAW NEWSLETTER**

FEBRUARY 2022  
[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

*The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident, or any other cause.*

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年2月の証券法、会社法、競争法、ゲーム法、その他法律に関連する主要なアップデートについて取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

### 1. 証券法 (SECURITIES LAW)

1.1 Securities and Exchange Board of India (“SEBI”) notification on the separation of role of chairperson and Managing Director / Chief Executive Officer.

### 2. 会社法 (COMPANIES LAW)

2.1 Ministry of Corporate Affairs (“MCA”) notifies the Limited Liability Partnership (Amendment) Act, 2021

2.2 MCA notifies the applicability of specific provisions of the Companies Act, 2013 (“Companies Act”) to Limited Liability Partnerships (“LLP”)

2.3 MCA appoints Registrar of Companies (“ROC”) as adjudicating officer under Limited Liability Partnership Act, 2008

2.4 Amendments to the Limited Liability Partnership (Amendment Rules), 2022.

### 3. 競争法 (COMPETITION LAW)

3.1 Judgement passed by the Supreme Court of India in “Competition Commission of India (“CCI”) v. State of Mizoram & Ors.”

### 4. ゲーム法 (GAMING LAW)

4.1 Karnataka High Court struck down the amendments related to ban on online gaming in the case of “All Indian Gaming Federation v. State of Karnataka.”

### 5. その他法律 (OTHER LAWS)

5.1 Ministry of Electronics and Information Technology issued a Draft India Accessibility and Use Policy, 2022.

### 1. 証券法 (SECURITIES LAW)

2022年2月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

#### 1.1. SEBI notification on the separation of role of chairperson and MD/CEO

1.1.1. SEBI は、2022年2月15日付の理事会において、時価総額上位500社の上場企業向けの、会長、常務取締役（以下「MD」）、最高経営責任者（以下「CEO」）の役割の分離義務付けに関する要件の緩和を決定しました。

- 1.1.2. 2018年3月、Kotak 委員会の勧告に基づき、SEBI は、上場企業の会長・MD・CEO の役割を分離することを義務付け、当該決定を踏まえて、2015年インド証券取引所（「上場義務および開示要件」）規則の改正がなされました。当該義務化の遵守期限は、2022年4月1日まで延長されました。しかし、2021年12月時点で、上場企業上位500社のうち、当該義務を遵守しているのは54%にとどまっています。
- 1.1.3. 準拠率が低いことに加えて、業界団体や企業から当該義務に準拠できない理由や課題が継続的に表明されていることを考慮し、SEBI は、上場企業が当該要件については「自主的に」準拠することを認める旨を決定しました。
- 1.1.4. Please click [here](#) to read the board meeting.

## 2. 会社法 (COMPANIES LAW)

2022年2月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

### 2.1. MCA notifies the Limited Liability Partnership (Amendment) Act, 2021

- 2.1.1. MCA は、2022年2月11日付で、2021年有限責任事業組合（改正）法（以下「**改正法**」）第1条から第29条の規定を2022年4月1日から適用することを通知しました。
- 2.1.2. 当該通知は、2021年8月13日に公布された2008年有限責任事業組合法の改正に伴うものでした。Please click [here](#) to read our detailed coverage of this update. (*Please see paragraph 1,1,1, appearing at page no 3.*).
- 2.1.3. Please click [here](#) to read the notification.

### 2.2. MCA notifies the applicability of specific provisions of the Companies Act to the LLPs

- 2.2.1. MCA は、2022年2月11日付で、以下の会社法の規定について、別段の必要がある場合を除き、本通知に定める修正を加えてLLPに適用するよう指示する旨の通知を出しました。
  - (i) 第90条（会社の重要な受益者の登録）、(ii) 第164条（取締役の任命のための欠格事項）、(iii) 第165条（取締役の数）、(iv) 第167条（取締役の休暇）、(v) 第206条5項（情報の請求、帳簿の検査及び照会権限）、(vi) 第207条3項（検査及び調査の実施）、(vii) 252条（審判所への申し立て）、(viii) 第439条（認知できない違反行為）
- 2.2.2. 会社法第164条の適用は、指定されたパートナーにのみ限られ、他のパートナーには適用されないことには注意が必要です。また、会社法第165条では、取締役の数について規定されていますが、これも指定されたパートナーにのみ適用されます。

- 2.2.3. Please click [here](#) to read the notification.

### 2.3. MCA appoints ROC as adjudicating officer under Limited Liability Partnership Act, 2008

2.3.1. MCA は、2022 年 2 月 11 日付で、2008 年有限責任パートナーシップ法の目的のため、各 ROC の管轄区域にて裁定官として任命された ROCs の一覧リストを通知しました。

2.3.2. Please click [here](#) to read the notification.

#### 2.4. Amendments to the Limited Liability Partnership (Amendment Rules), 2022

2.4.1. MCA は、2022 年 2 月 11 日付で、2022 年有限責任事業組合（改正規則）（以下「改正規則」）を公表しました。当該改正規則は、2009 年有限責任事業組合規則（以下「LLP 規則」）を改正し、LLP に関する一定の新規則を導入したものであり、2022 年 4 月 1 日から施行されます。以下は、改正規則にて導入される主な変更点です。

- (i) 2008 年責任組合法の規定に基づく提訴を行う場合、2016 年全国会社法上訴裁判所規則が適用されます。
- (ii) 1999 年商標法に基づき登録商標の所有者である LLP、会社、個人事業主は、その後設立された LLP 等に対して名称変更を指示するよう、Regional Director に申請できるようになりました。
- (iii) 以下の新たな規則が導入されました。
  - (i) 規則 19A（既存 LLP への新名称の割り当て）は、LLP が LLP 法第 17 条第 1 項に基づき発行された指示に従い、当該指示の日から 3 ヶ月以内に名称または新名称を変更しない場合、Regional Director の命令が遵守されていない旨の「ORDNC」が表示され、通過年数、LLP のシリアル番号および既存の LLPIN は、追加行為または証書を必要とせず、LLP の新名称となり、登録機関はそれに応じて LLP の登記簿に新名称を記入し、フォーム No.16A にて新たな設立証明書を発行するものとします。
  - (iv) LLP の料金基準を改訂する旨の Form 16A と Form 33 LLP - ADJ の 2 つのフォームが追加されました。

2.4.2. Please click [here](#) to read the Amendment Rules.

### 3. 競争法（COMPETITION LAW）

2022 年 2 月の競争法関連の主なアップデートは、次の通りです。

#### 3.1. Judgement passed by the Supreme Court of India in “CCI v. State of Mizoram & Ors.”

3.1.1. 最高裁判所は、ガウハティ裁判所アイズワル支部（以下「高等裁判所」）の判決を棄却し、ミゾラム州で行われた 4 社の落札による宝くじの販売代理店・販売店の指名入札における談合、カルテルといった反競争的行為の疑いについて調査を継続するよう CCI に命じました。

3.1.2. 上訴においては、CCI が 2002 年競争法の範囲内で反競争的行為の苦情を受理する管轄権を有するかどうか争点でした。これについて、高等裁判所は、宝くじという実施予定事業の内容は、res

extra commercium（商業を超えたもの）の原則の範囲内にあり、CCI の規制と管轄外であると判断し、被申立人を支持しました。

3.1.3. しかし、最高裁判所は CCI の関心は、法律の下与えられた役割と、販売代理店選任の入札プロセスにおいて認識されている談合行為を調査するための利害表明という、限られた文脈に限定されると指摘し、当該判決を退けました。

3.1.4. また、宝くじは、国家によって規制され、商業を超えたものであっても、関連するビジネスの文脈で反競争的であるという側面を取り除くことはできない、としました。当該法律における「サービス」の定義は、潜在的な顧客に対して提供されるあらゆる種類のサービスを含む、より広い意味で解釈されるべき、としました。

3.1.5. 従って、最高裁判所は、高等裁判所の判決を破棄し、宝くじは規制された商品であるかもしれないが、宝くじに関連するビジネスやサービスにおける反競争的行為の疑惑を調査する CCI の管轄権を奪うものではない、としました。

3.1.6. Please click [here](#) to read the judgement.

## 4. ゲーム法 (GAMING LAW)

2022 年 2 月のゲーム法関連の主なアップデートは、次の通りです。

### 4.1. Karnataka High Court struck down the amendments related to ban on online gaming in the case of “All Indian Gaming Federation v. State of Karnataka.”

4.1.1. 「All Indian Gaming Federation v. State of Karnataka, Writ Petition (Civil) No. 18703 of 2021」において、カルナタカ高等裁判所は、「スキルゲーム」を含むすべてのオンラインゲームを禁止し、犯罪化する旨の 1963 年カルナタカ警察法の改正を却下しました。

4.1.2. 改正法は、「gaming」「wagering or betting」「instruments of gaming」等のいくつかの用語の定義を拡張し、オンラインプラットフォームを通じて行われる、金銭的賭け金を伴うスキルゲームのすべてを禁止しようとするものでした。カルナタカ高等裁判所は、その分析の中で、金銭的な賭け金を伴う「スキルゲーム」は「偶発性ゲーム」とは異なり、憲法 34 のリスト II スケジュール VII に基づく立法能力に欠けている、と繰り返し述べています。また、「games of skill」は、State of Bombay v. RMD Chamarbaugwala において、憲法第 19 条 1 項 (g) の下保護される事業活動として法的に支持を得ていることについても確認しています。

4.1.3. 結果として、カルナタカ高等裁判所は、改正法の関連規定は「スキルゲーム」を禁止する憲法第 19 条 1 項 (g) および「スキルゲーム」と「チャンスゲーム」を同様に扱う憲法第 14 条に反する、と判断しました。

- 4.1.4. 改正法は、金銭や賭け金を伴う「スキルゲーム」を絶対的に禁止しており、これは比例原則に反し、性質上あまりに過剰である、と述べ、これは「明白な恣意性」を理由にインド憲法第 14 条に違反する、としました。
- 4.1.5. 最終的に、カルナタカ高等裁判所は、「スキルゲーム」を含むすべてのオンラインゲームを禁止し、犯罪化するとして改正法を取り消しました。
- 4.1.6. Please click [here](#) to read the judgement.

## 5. その他法律 (OTHER LAWS)

2022 年 2 月のその他法律関連の主なアップデートは、次の通りです。

### 5.1. Ministry of Electronics and Information Technology (“MEITY”) issued a Draft India Accessibility and Use Policy, 2022

- 5.1.1. MEITY は、公共部門のデータを活用し、政府による民間へのライセンス&販売を可能にするため、2022 年インド・アクセシビリティと利用に関する方針（案）（以下「**試案**」）を発表しました。
- 5.1.2. 試案は、中央政府及び許認可機関によって作成・生成・収集・保管される全てのデータ及び情報に適用され、共有不可のデータセットのネガティブリストに該当しない限り、オープンな形で共有可能とされます。試案においては、ネガティブリストという言葉を、省庁が共有できないと判断した情報資産、本質的な機密情報、国の安全保障のために一般公開されない情報、のデータリストと定義しています。
- 5.1.3. 試案では、政府やその他利害関係者間におけるデータの利用や共有を合理化・統一化するため、インドデータオフィス（以下「**IDO**」）の設立が提案されています。
- 5.1.4. 試案は、中央政府及び許認可機関によって作成・生成・収集・保管されるデータは、それらを生成・収集した機関・部署・省庁・団体の財産であると規定しています。
- 5.1.5. インドデータ評議会より、高価値なデータセットについての指標となる枠組みの通知が予定されています。高価値データセットは、市場における重要度、社会的経済的利益の度合い等によって定義されることとなります。
- 5.1.6. 試案では、イノベーションと研究開発促進のため、最小限の加工を施したデータは無償で提供されるものの、価値が付加されたものや変換が施されたデータの価値は、関係省庁が決定することになる、としています。ただし、公正な価格決定を可能とするために、IDO から関係省庁が利用することのできるライセンスフレームワークおよび評価モデルが発行される予定です。
- 5.1.7. 試案は、インドの 5 兆ドル経済の達成という目標はデータの活用能力に依存すると共に、非個人データを貴重なリソースとして認識しています。しかしながら、当該試案に基づき得た資金を中央政府と州政府がどのように分配するのか、インドには強固なデータ保護法がない中でデータの取り扱い

いに関するプライバシーの懸念にどう対処するのか等、実際の発効までに解決しなければならない問題が多数存在しています。

5.1.8. Please click [here](#) to read the draft policy.

**Our co-ordinates:**

**Mumbai**

506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)